

2013年5月1日

内閣府食品安全委員会事務局評価課

「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」

意見募集ご担当御中

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階

電話 03-5216-6024 FAX03-5216-6036

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価についての意見

2011年12月に厚生労働省から諮問されていた牛海綿状脳症（BSE）対策見直しに係る食品健康影響評価のうち2段階目の評価案が出されました。今回の評価案は1段階目の評価を踏まえ、日本の国内対策の有効性の確認に必要な検証期間を11年とし、BSE対策が確実に行われているか点検表を用いて判定するなど、評価案がどのように導き出されたのか整理され理解しやすくなりました。

しかし、検査対象牛の月齢が大きく変わることへの国民の不安はまだ無くなっていません。現行の都道府県が行っている管理措置を大きく変えるためには国民全体がこの評価を理解できるようになる必要があると思われまますので以下の点を要望します。

1. 評価が国民全体に理解されるよう要望します。

- これまで国や地方自治体などによって行われてきたリスクコミュニケーションに参加し順を追って説明を受けていけば理解しやすいのですが、多くの国民は説明を聞く機会がありません。説明を受けなくても理解しやすい情報提供のあり方を工夫し広く情報提供して下さい。
- 「食品のリスクはゼロでは無い」ということを全ての人が理解している訳ではありません。消費者の不安を少しでも取り除くために今回出されている「いずれの場合も11年経過すれば、あるコホートにおいて、ほとんどの牛の発生状況を確認できるという95%」や「EUにおける、感染牛のほとんどが11歳になるまでに検出されると推定されるという96.9%」、という数字の持つ意味を丁寧に説明してください。
- これまでBSEについて特定危険部位を説明していた資料について、現在のSRMの状況に合わせ月齢によってプリオンの蓄積の量が違うことを表現してください。
- 依然として多くの方が不安を持っている非定型BSEについて現在の国際的な状況や評価を行うにあたって留意したことを丁寧に説明してください。

2. リスクコミュニケーションへの支援を要望します。

- 今回の評価で都道府県が行っていたBSE対策が大きく変わるので、生産者、食肉関連事業者、地方自治体と消費者が同じ認識を持つことができるよう、自治体へのリスクミの支援を行ってください。

以上